

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の性格

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づき、上勝町における次に掲げる次世代支援対策の実施について基本的事項を定めるものです。

- ・子育ての支援
- ・母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
- ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ・子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び居住環境の確保
- ・職業生活と家庭生活との両立の推進
- ・その他の次世代育成支援対策

このうち、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進に関しては、平成14年度～平成18年度を計画期間として推進している「上勝町母子保健計画」の内容を引き継ぐものとします。